

## ことばの感染症と心性

## ～「情報流行病」の克服のために～

シンキング・バーズ

日本語研究班

落書きなんて  
いちいち見ないことです

**公**園や駅にある公共トイレや学校のトイレなどはかつて、壁と言わずドアと言わず、一面の落書きに満ちていた時代がありました。その内容は、卑猥なものから誰ともわからないヒトへの誹謗中傷、罵詈雑言のようなことばや図画が大半を占めていました。誰が書いたかなんて、もちろん分からないし、不衛生だった公共トイレを、さらに不衛生にしていた印象がありました。

SNS (Social Network Service) は、ボクたちから見れば、運営会社の名誉を尊重した上で、かつての公共トイレに似たような役割を果たす場になっていると考えています。インターネット上の掲示板機能の進化形と言えるSNSは、落書きが可能なことを前提に発達したと言えます。落書きする側の心性 (mentality) は、良識ある姿勢の方々が多いとはいえず、直感感情や鬱屈した気持ちを、ことばで吐き捨てる場になっているヒトがいるのが実情です。

公共トイレへの落書きは、現行の日本の法律では犯罪行為です。「表現の自由」以前に、公共物を意図的に損壊し、時には名誉棄損にもなり、行為者はまちがいなく有罪です。そのことを踏まえて、「インフォデミック (infodemic)」について考えてみます。

## ●悲劇の喜劇俳優

ボ

クたちはかつて、根も葉もない噂が



特定の個人などを言語

攻撃する集団リンチ行為について、文化人類学者の山口昌男氏が著した『噂がひとを襲うとき』を引用し、その恐ろしさに言及しました。山口氏は、当時 (1970年代) のマスコミを含めた言語活動の在り方を、『マス・ヒステリー／スケープゴード／魔女狩り』などのことばを用いて糾弾していました。そして、その言語攻撃の犠牲者として、アメリカの喜劇俳優ロスコー・アールバックル (Roscoe Conkling Arbuckle 1887-1933) の例を挙げていました。

アールバックルは、1910年代のアメリカで、“Fatty (デブ君)” の愛称で親しまれた人気喜劇俳優でした。映画にも数多く出演し、バスター・キートン (Buster Keaton 1895-1966) を見出した人物として知られています。

そのアールバックルは、1921年にあるパーティーで起こった女優の死亡事件で、殺人容疑で起訴されました。禁酒法時代に飲酒を伴うパーティーだったようですが、アールバックルの殺人罪は成立せず、無罪になりました。しかし、人気喜劇俳優の不祥事は、メディアが扇情的に報じ続けたこともあって、アメリカ中の話題になり、アールバックルを追い詰めて行きました。

出演映画の上映禁止、教会の牧師による

※参考にさせて頂いた文献) 山口昌男著「噂がひとを襲うとき」(『知の遠近法』、1978年4月、岩波書店)、  
Wikipedia「ロスコー・アールバックル」

彼を糾弾する説教など、法律上は無罪となった個人を、民衆レベルで断罪するよううねりになって行ったと山口氏は書いています。引用しているキートンが綴った手記は、こう述べています。

ほんの数週間前まで彼らが愛していた太っちょに向かって、群衆は「人殺しっ!」「でかの、でぶの間抜け」「けだもの」「墮落した私生児」といった呪いの言葉を投げつけた。(中略) ロスコーはこの経験の痛手から再び立ち直ることはなかった。

山口氏の論調は、ある面ではアールバックルに肩入れしています。彼が本当に無罪だったのか、酒が入った席で男性たちが、一人の無名に近い女優に、集団で暴行に及んだ可能性はなかったのか、検証の余地があったとは思いますが。しかし、それはあくまで、憶測の域を出ない話です。それを事実とする裏づけはなく、事実無根のまま有罪視するのは「冤罪」に当たります。

一方、民衆による公開裁判気取りの言語暴力は、事実として記録されている出来事です。山口氏が言うように、「マス・ヒステリー」による「魔女狩り」で、特定の個人を「スケープゴード」に仕立て上げた出来事と言えます。集団的な言語暴力は、それ

自体が犯罪行為です。しかし、法律は彼らを、法廷に呼び出しさえしませんでした。誤解を恐れずに言えば、その衆愚こそが民主主義 (democracy) なのかもしれません。フランス革命下、断頭台に上るマリー・アントワネット (Marie Antoinette 1755-93) に向かって、広場を埋め尽くした群衆は、見世物を見るように歓声を上げ、ギロチンがその首を落とすと、狂喜乱舞したと伝えられています。ヒトという生き物の群集心理は、そこまで残虐性を秘めているのかと、身が凍る思いがします。

### ●「インフォデミック」への警鐘

**新** 型コロナ・ウィルスの拡散に伴う根拠のない流言への警鐘は、WHOが発行した2020年2月2日付の“Novel Coronavirus(2019-nCoV) Situation Report – 13”に現れています。この時点ですでに、根も葉もない流言が世界各地であったと考えられ、“Managing the 2019-nCoV ‘infodemic’ (2019年新型コロナ・ウィルス「インフォデミック」への対処)”と題した小項で、WHOが正確な情報提供に努めていることをアピールしています。“infodemic (インフォデミック)”は、“information epidemic (インフォメーション・エピデミック 情報流行病)”の略造語とされています。“epidemic”はギリシ

#### Managing the 2019-nCoV ‘infodemic’

The 2019-nCoV outbreak and response has been accompanied by a massive ‘infodemic’ - an over-abundance of information - some accurate and some not - that makes it hard for people to find trustworthy sources and reliable guidance when they need it.

(当班訳：2019-nCoVの発生と波及は、マスの「インフォデミック」—ある情報は性格だが、ある情報はそうではない超情報過多—を伴い続けている。それは、人々にとって、必要な時の信頼できる情報源と頼りになるガイダンスを、見つけ出すのが困難な状態を作り出す)

※出典) WHO “Novel Coronavirus(2019-nCoV) Situation Report – 13” (2020年2月2日)  
[https://www.who.int/docs/default-source/coronaviruse/situation-reports/20200202-sitrep-13-ncov-v3.pdf?sfvrsn=195f4010\\_6](https://www.who.int/docs/default-source/coronaviruse/situation-reports/20200202-sitrep-13-ncov-v3.pdf?sfvrsn=195f4010_6)

ヤ語に由来し、ラテン語の“epidēmia”は「流行病」です。

さらに、2020年2月24日には、国際赤十字連盟（IFRC）とUNICEF並びにWHOが合同で、“Social Stigma associated with COVID-19（社会的烙印が新型コロナ・ウィルスと結びついた）”と題するガイド<sup>1</sup>を公開し、いわれのない決めつけや差別、偏見の防止を訴えています。ここで問題視しているのも、言語がもたらす悪しき流言などです。“Stigma（スティグマ）”は、古代ギリシャや古代ローマ時代に、奴隷身分の人々の身体に押された焼き印に由来することばです。“Social Stigma”とは、新型コロナ・ウィルス患者やその家族などに対する理不尽な「レッテル貼り」を指していると言えます。

このような差別や偏見は、日本でも起こっているとされています。ボクたちは、その実態調査をしている訳ではありませんが、医療従事者やその家族などへの「レッテル貼り」が、社会的亀裂を生んでいるケースがあるとの報道に接します。また、感染確認者の家族を取り巻く周辺住民の「噂」が、地域社会で囁かれているケースがあると聞き及んでいます。

感染を恐れる心理が、偏見を生み、根も葉もない噂を語らせるのは、ボクたち自身の心性に根差しています。ボク自身、偏見の心理が「分からない訳ではない」という思いはあり、けして他人事ではないのです。しかし、その心性に根差した行為が、時として悲しい結果を招くことがあることを、ボクたちは知る必要があります。

コロナ関連のニュースではありませんが、若い女子プロレスラーが、SNS上の誹謗中傷を苦に自殺したとみられる事件は、ネット上の集団的パワハラであり、犯罪行為だと断定できます。

## ●社会の中の日本語を考える



頭で述べたように、SNS上の誹謗中傷に類する言語活動は、かつての公共トイレの落書きと同じと、ボクたちは考えています。落書き防止のため、「落書き禁止」の張り紙をトイレ入り口にしても、そんなことはお構いなく落書きするヒトは居続けました。禁止の張り紙さえ、いつの間にか剥がされていたり、上書きでイタズラされていました。

公共トイレの落書きが、いつ頃から数を減らしたかは、定かではありません。法規制と共に、公共のモラルの向上が、その数を減らして行ったと考えられます。学問的に公共トイレの落書き研究をされた方が、いたかどうかは知りません。ある意味では、時代を映す鏡のような一面を持っていたとは思いますが、中には、非常に真摯な落書きもあったのです。その意味では、SNS上の落書きも、一つの時代を映し出す鏡のような一面を持っていると思います。

しかし、公共トイレとSNSでは、閲覧数が圧倒的にちがっています。また、即時性という点で、SNSは圧倒的に優れています。有効に活用すれば、災害救助に役立つことが実証されていますし、社会的に追い詰められた方が、「SOS」を発信することもあります。

ボクたち日本語研究班は、このようなSNS上の落書きがもたらす社会的功罪に、どう向き合えば良いのか、立地点を見定めかねています。それは、日本語の用法問題でありながら、それ以前に表現内容の真偽に関わる問題であり、最終的には人々が置かれた社会的状態の問題になると考えるからです。言語問題というより、社会問題なのです。それを念頭に置きながら、日本語の在り方を考えて行こうと思っています。

(2020年6月1日)

※参考になされた文献) 水谷智洋編『改訂版 羅和辞典』(2009年3月、研究社)  
 “Social Stigma associated with COVID-19” (2020年2月、UNICEF)  
<https://www.unicef.org/documents/social-stigma-associated-coronavirus-disease-covid-19>

**シンキング・バース新書**

近代文明への問い  
「感染することば」と心的病い

2020年6月1日（初版）発行

著者：シンキング・バース  
日本語研究班

発行者：遊佐 芳泰

発行所：**シンキング・バース**

〒021-0821

岩手県一関市三関字神田105番5号

電話／FAX 0191-23-0724

※この論考の著作権は、図表を含めてシンキング・バースに帰属しています。複写、無断転載、無断転用は固くお断りします。